令和　８年　４月　１日
江東区立第三砂町小学校
校　長　　浅 野　努

江東区立第三砂町小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第１３条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※　いじめの定義(いじめ防止対策推進法第２条)
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

１　いじめ防止等の基本的な考え方

（１）いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第４条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

また、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第８条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

（２）学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第８条)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

２　いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、スクールカウンセラー、養護教諭、保健主任、学年・専科主任　等による「江東区立第三砂町小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は、臨時に開催し、必要に応じて主任児童委員、地元町会役員と共に早期対応にあたる。

【江東区立第三砂町小学校いじめ対策委員会の主な役割】

⑴　学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
⑵　いじめの相談・通報の窓口となる。
⑶　年間５回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
⑷　いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
⑸　学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

江東区立第三砂町小学校いじめ対策委員会　委員名簿

役職	**職名等**
委員長	校長
副委員長	副校長
委員	主幹教諭
委員	生活指導主任
委員	スクールカウンセラー
委員	スクールソーシャルワーカー
委員	養護教諭
委員	保健主任
委員	１年　学年主任
委員	２年　学年主任
委員	３年　学年主任
委員	４年　学年主任
委員	５年　学年主任
委員	６年　学年主任
委員	専科主任

３　いじめの未然防止の取組

（１）わかる授業づくり‥‥児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

○自ら学び、考える力をつけるため、教材研究や授業改善に努める。

○基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るために、「こうとう学びスタンダードネクストステージ」の指導を徹底する。

○思考力・判断力・表現力等を育むために、問題解決型の学習や ICT を活用した学習の充実に努める。

（２）道徳教育の充実‥‥「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

○学校公開や道徳授業地区公開講座の機会を通して、家庭・地域と連携を図ることで、保護者・地域と共に児童の道徳性を養う。

○生活上の問題や課題について、自ら考え、行動に移していけるように、「考える道徳」「議論する道徳」の授業を展開する。

○年に3回以上は、いじめ防止に関する授業を行い、「いじめを行ってはならない」という実践意欲と態度を育てる。

（３）体験活動の充実‥‥児童が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的･計画的に実施したりする。

具体的な取組内容

○代表委員会中心に児童主体のいじめをなくそうプロジェクトの活動を行う。

○異学年交流（なかよし班・委員会活動・クラブ活動）を通して、互いのよさを認め合い、支え合い、仲良く助け合う協力の心や思いやりの心を育む。

○6年生の児童全員による金管鼓笛隊の活動を通して、友達同士で切磋琢磨し高め合いながら、協力することや継続して努力することの大切さに気付かせる。また、5年生に引き継ぐ活動を通して、本校のよき伝統を受け継ぐ心を育成する。

（４）学級経営の充実‥‥学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

○健康観察の際に児童の表情等を確認する。

○服装や持ち物、身体の様子等の確認。

○教室環境の整備（掲示物や机の落書き等）。

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策‥‥全校児童の Chromebook の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

○「ＧＩＧＡワークブックとうきょう」の活用を通して、SNSの正しい使い方を身に付けさせる。

○代表委員会が主体となってSNSルールを見直し、各学級で指導し、保護者会やホームページで保護者に伝え、啓発を図る。

○セーフティ教室において、SNS に関する知識を身に付けさせる。

（6）「SOS の出し方に関する教育」の推進‥‥児童が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容
○５・６年生で、ＤＶＤを活用した授業を年間１回以上実施する。
○全校朝会や学級で、ＳＯＳの出し方に関する講話を年間１回以上行う。

（7）いじめ防止に関する研修の実施‥‥いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容
○「いじめ対策委員会」が中心となり、「いじめ総合対策」教員研修プログラムを活用し、指導の充実を図る。

（8）三砂ピンクシャツデー‥‥ピンクシャツデー運動を理解し、ピンクシャツを着たりピンク色のものを身に付けたりすることを通して「いじめ反対」の心を育む。

具体的な取組内容
○全校朝会や学級で、世界ピンクシャツデーに関する講話を年間１回以上行う。
○「いじめに関する授業」を全校一斉実施する。

４　いじめの早期発見のための取組

（1） アンケート調査の実施‥‥いじめを早期に発見するために、年間３回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容
○6、11、2月のふれあい月間アンケートを実施し、指導の充実を図る。
○アンケートに基づく児童への個別指導、組織的な対応、保護者との連携。

（2）教育相談の実施‥‥定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容
○年２回の教育相談期間を設け、担任は児童全員と面談を行い児童理解に努める。
○スクールカウンセラーによる全員面談(5年)を夏季休業前に必ず実施する。

（3） 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用‥‥連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容
○連絡帳は学校と保護者をつなぐ重要な窓口であることを全教職員が意識する。
○学校から伝えたいことについては、学校便り、学年便り、保護者会、個人面談、連絡帳の他に電話連絡を必要に応じて行う。重大事態等については、保護者の来校を促したり、家庭訪問をしたりするなど直接接見して対応する。

（４） 三砂ポストの活用･･･児童の相談事や頑張っている人を紹介するカードをいつでも入れることのできるポストを設置し、児童の SOS に早期対応する。

具体的な取組内容
・各階にポストを設置し、相談事や頑張っている人を紹介できるようにする。
・ポストに投函された内容は、校長、生活指導主任、養護教諭が確認し、先生方に周知する。
・相談内容によっては児童への聞き取りを行い、必要に応じて管理職、学年や専科、支援員、SC、養護教諭、特別支援専門員、保護者等に情報報告・共有する。

５ いじめに対する早期対応

（１） 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに生活指導主任および管理職に報告し、すぐに対応を行う。（Action0:アクション０）

（２）校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。

（３）いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。

（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３ヶ月を目安）。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

（４）校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。

（５）犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

６ 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

（１）法に規定されている「重大事態」の定義
①児童が自殺を企図した場合
②心身に重大な被害を負った場合
③金品等に重大な被害を被った場合
④精神性の疾患を発症した場合
⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合

（２）重大事態への対応
①学校は、重大事態が発生した場合、（児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立があったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。）、教育委員会へ事態発生について報告する。

②学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、⑴②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
③いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
④学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
⑤学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。